平成２３年（フ）第７９６６号
大阪市天王寺区筆ケ崎町４番１号　筆ケ崎マンション201号
債務者　亀若　雅代
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８０１９号
大阪府東大阪市御厨３丁目７番24号
債務者　丸山　貴志
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８１１２号
大阪府豊中市岡町南１丁目８番２号
債務者　井辻朱美子（旧姓本田）
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８１５６号
大阪府豊中市小曽根１丁目９番33―302号
債務者　中垣　真樹（旧姓松本）
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８２７３号
大阪府高槻市大和１丁目33番20号
債務者　長田　菊江
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８３１２号
大阪市鶴見区横堤１丁目11番126号　千代田方
債務者　照屋とも子
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８３５８号
大阪府吹田市山田西３丁目83番５―404号
債務者　石川ひとみ
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８３６８号
大阪府吹田市江の木町14番23号
債務者　田村　俊一
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８４５７号
大阪市港区市岡４丁目４番９号
債務者　櫻井千亜紀
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８５１７号
大阪府吹田市広芝町11番５―805号、前住所大阪市都島区都島中通２丁目11番１号
債務者　中谷　善一
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８５７２号
大阪府茨木市総持寺駅前町８番18号
債務者　油谷　康男
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８５７７号
大阪市北区天神橋８丁目９番２号　ＬａＮｏｖｉａＴｅｎｊｉｎｂａｓｉ205号室
債務者　横山　綾子
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８５９０号
大阪市東淀川区豊新４丁目７番16―211号
債務者　淺利　尚子
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８６０８号
大阪府門真市石原町２番20号、前住所大阪府門真市堂山町13番20号
債務者　山中りつ子（旧姓能登）
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８６１３号
大阪府門真市野里町２番27号
債務者　清水　一枝
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８６１６号
大阪市生野区新今里４丁目６番18号　ベストレジデンス今里駅前　３－Ｆ、前住所大阪市東成区深江南２丁目13番23号
債務者　岡本美佐枝
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８６１７号
大阪市浪速区桜川４丁目５番９―403号
債務者　寺尾　歳已
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８６１８号
大阪市中央区日本橋２丁目14番５―901号
債務者　福呂　道子
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部